

いいだ太陽光推進コンソーシアム規約

令和8年4月22日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 本コンソーシアムは、いいだ太陽光推進コンソーシアムと称する。

(目的)

第2条 本コンソーシアムは、「環境文化都市」を標榜し、「2050年いいだゼロカーボンシティ宣言」を行った飯田市において、太陽光発電を、地域と共生し、かつ、地域に裨益をもたらす存在として普及拡大し、地域脱炭素を実現するための主要な取組みとして位置付けて推進する上で、産学官域の多様な主体による協働・共創の地域における基盤となることを目的とする。

(事業)

第3条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 住民及び地域の事業所における太陽光発電の導入啓発及び導入提案に係る事業
- (2) 太陽光発電の導入推進に係る技術的な検討及び提案に係る事業
- (3) その他飯田市及び周辺地域における太陽光発電設備の導入推進に必要な事業

2 本コンソーシアムは、設立から当面の間、飯田市の脱炭素先行地域における計画を達成するために必要な事項並びに脱炭素先行地域において取り組んだ事項を飯田市域、周辺地域、全国及び全世界に対して水平展開するために必要な事項に係る協働及び共創に対して特に注力するものとする。

第2章 構成員

(正会員)

第4条 飯田市脱炭素先行地域づくり事業を推進する飯田市及び中部電力株式会社は、「地域循環共生圏構築による持続可能な地域づくりに向けた脱炭素先行地域の構築に係る基本協定」第1条各号に掲げる事項についての連携協力の一環で、本コンソーシアムの正会員として事業に参加する。

2 前項に掲げるほか、本コンソーシアムの正会員となる資格を有する者は、本コンソーシアムの目的に賛同し、事業に参加しようとする者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 飯田市脱炭素先行地域計画において役割が定められた小売電気事業者
- (2) 飯田市域において太陽光発電導入推進に取り組み、又は取り組もうとする地域エネルギー会

- 社、太陽光発電設備設置事業者その他の事業者
(3) 飯田市以外の地方公共団体及び国家機関

(オブザーバー会員)

第5条 本コンソーシアムの目的に賛同し、次の各号のいずれかに該当する者は、本コンソーシアムのオブザーバー会員となる資格を有する。

- (1) 飯田市内の認可地縁団体その他の地域住民による団体
- (2) 飯田市内の事業者その他の団体
- (3) 事業に参加しようとする者以外の者であつて、前条第2項第3号に該当する者
- (4) その他総会でオブザーバー会員とすることが認められた団体

(欠格事項)

第6条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、本コンソーシアムの会員となる資格を有しない。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。以下同じ。））であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第3章 組織

(総会)

第7条 本コンソーシアムに総会を置く。

- 2 総会は、正会員及びオブザーバー会員により構成する。
- 3 総会は、正会員の過半数の出席をもって成立するほか、書面又は電子メールによる表決による開催とすることができる。
- 4 総会は、本コンソーシアムの運営及び事業に関する事項並びに本規約の改廃を議事とする。
- 5 正会員は、総会における発言の権利及び各1票の表決の権利を有する。
- 6 総会の議決は、出席又は書面若しくは電子メールによる表決をした正会員の過半数による賛成の表決による。

- 7 オブザーバー会員は、総会における発言の権利を有する。
- 8 事務局は、総会の議事の進行及び書面又は電子メールによる表決の取りまとめを行う。

(役員)

第8条 本コンソーシアムは、会長その他の役員を置かない。

(部会)

第9条 本コンソーシアムの事業を実施する機関として、部会を置く。

- 2 部会は、総会においてその設置及び実施する事業の内容を決定する。
- 3 正会員及びオブザーバー会員は、希望する部会の事業に参加することができる。
- 4 部会は、その活動の円滑な推進を図るため、参加する正会員の総意により、総会で決定した事項のほか、部会が実施する事業の方針を決定することができる。

(事務局)

第10条 本コンソーシアムの事務局を、飯田市ゼロカーボンシティ推進課に置く。

- 2 事務局は、本規約及び総会の議決に基づき、本コンソーシアムの運営に必要な業務を行う。
- 3 事務局を担当する機関は、会員及び会員の連絡担当者の個人情報を、個人情報の保護に関する法律並びにこれに関連する法令及びガイドラインに則って管理する。

(監事)

第11条 本コンソーシアムが第15条の規定による事業を実施するときは、本コンソーシアムに2名以内の範囲で監事を置かなければならない。

- 2 監事は、正会員又はオブザーバー会員の役員又は従業員の中から選任し、総会の議決により任免する。

第4章 入退会

(入会)

第12条 会員となる資格を有する者は、入会申込書を事務局に提出し、その確認を受けたとき、それぞれ規定する種別の会員になることができる。

(退会)

第13条 会員は、退会届を事務局に提出することで、任意に退会することができる。

- 2 会員が本規約を遵守しないとき又は本コンソーシアムの名誉を棄損する行為をしたときは、総会の決議により当該会員を退会させることができる。
- 3 会員が第6条各号のいずれかに該当することが分かったときは、当該会員は当然に会員の資格

を失う。

第5章 会計

(会費)

第14条 本コンソーシアムは、原則として会費を徴収しないものとする。ただし、会費を徴収する必要性が生じた場合には、その会費について、総会において検討を行うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第15条 本コンソーシアムが、飯田市からの補助、会員その他の団体による寄付その他の収入を得て事業を実施するときは、事務局は、その事業計画書及び収支予算書を作成し、総会の議決を得なければならない。

(会計報告及び監査報告)

第16条 前条の規定による事業を実施したときは、事務局は、事業報告書及び収支報告書を作成し、その内容についてあらかじめ監事の監査を受けて、総会の承認を受けなければならない。

2 監事は、前項の規定による監査の結果に基づき監査報告書を作成し、その内容を総会に報告しなければならない。

附則

- 1 本コンソーシアムの設立時における規約は、本コンソーシアムの設立の日までに入会申込書を飯田市ゼロカーボンシティ推進課に提出した全ての正会員の、賛成の表決により総会で決議されたものとみなす。
- 2 本コンソーシアムの設立の日は令和8年4月22日とし、この規約は同日施行する。
- 3 本コンソーシアムの設立時における会員は、飯田市、中部電力株式会社並びに本コンソーシアムの設立までに入会申込書を飯田市ゼロカーボンシティ推進課に提出した正会員及びオブザーバー会員とする。